

平成 27 年度通常総会開催

～名称変更をして、推進組織として県協議会が再出発します！～

平成 27 年 6 月 10 日(水) 山口県土地改良事業団体連合会 大会議室において、平成 27 年度山口県農地・水・環境保全向上対策協議会の通常総会が開催されました。

総会には、山口県、市町、JA 中央会、全農、県農業会議の会員 25 名が全員出席し、県協議会吹田会長、県農林水産部藏重審議監のご挨拶がありました。

藏重審議監は、ご挨拶の中で本年度より多面的機能支払制度が法制化されたところであるが、平成 27 年度予算について国予算は、昨年と同額であり、継続組織においては満額確保されたところであるが、今年度より取組を開始する新規組織においては、要望するすべての活動が満足にできる予算ではないため、今後、安心して継続的に取組めるよう、県協議会とともに国に強く要望していきたいと述べられました。なお、総会において、下記の全議案が満場一致で承認可決されました。



第 1 号議案 平成 26 年度事業報告及び平成 26 年度決算報告について

第 2 号議案 **山口県農地・水・環境保全向上対策協議会の名称変更等について**

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1 現行の地域協議会の名称 | 山口県農地・水・環境保全向上対策協議会 |
| 2 変更後の推進組織の名称 | 山口県日本型直接支払推進協議会 |
| 3 名称変更年月日 | 平成 27 年 7 月 1 日 |
| 4 事務所位置 | 県土連ビル 1F |
| 5 職員 | 山口県土地改良事業団体連合会より出向 |
| 6 変更理由 | |

農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、昨年度、多面的機能支払、中山間地域直接支払、環境保全型農業直接支払からなる「日本型直接支払」が創設され、本年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として位置づけられたところである。

この法制化により、安定した制度運営が可能となり、多面的機能の適切な発揮に向けた地域の共同活動等の支援と、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支えることにより農地集積に必要な環境を整備するなど、農業の構造改革を後押しする施策として、更なる推進を期待されている。このため、各取組みの効果的な推進を図るためには地域毎の状況や営農状況等に応じたきめ細やかな支援が必要であることから、県、市町、農業団体等と緊密な連携を図り、包括的かつ弾力的な事業推進ができるよう、これまでの推進体制を活用するとともに地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制に再編するため、本協議会の名称を変更する。

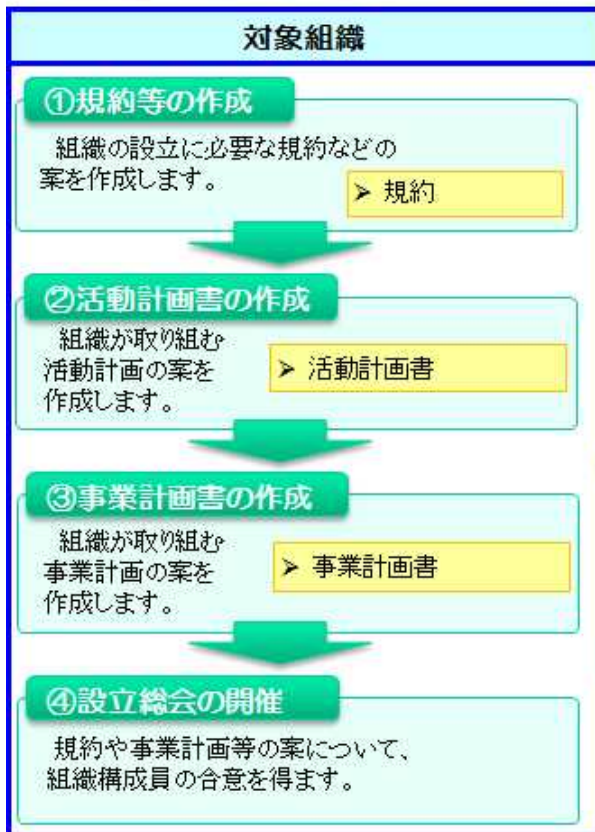
第 3 号議案 山口県日本型直接支払推進協議会の規約・規程の変更について

第 4 号議案 平成 27 年度事業計画について

第 5 号議案 平成 27 年度補正予算について

手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで



山口県農地水

検索

県協議会のホームページを
ご覧になって下さい！

⑤事業計画の申請

市町長に事業計画書を提出し、事業計画の申請を行います。

市町

【申請期限】

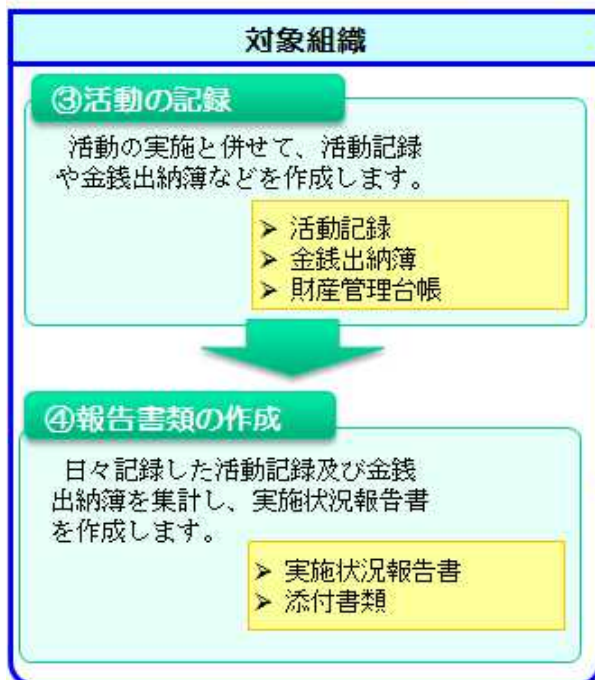
10月30日まで

⑥事業計画の認定の通知

市町長から事業計画の認定通知書が送付されます。

(平成27年度限り)

交付金の交付申請から報告まで



①交付金の申請

市町長に交付申請書を提出します。
➤ 交付申請書

市町

【申請期限】

市町が定める
期日

②交付決定・支払

市町長から交付決定の通知があり、交付金が支払われます。

⑤実施状況報告

市町長に実施状況報告書などを提出します。

市町

【報告期限】

市町が定める
期日

⑥確認通知の送付

市町長から実施状況確認通知書が送付されます。

編集・発行：〒753-0079 山口市糸米 2-13-35 (水土里ネット山口 4F)

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会 TEL 083-933-0755 FAX 083-933-0756

<http://www.tamenteki-yamaguchi.jp>